

令和 5 年 3 月 2 日

地域振興部スポーツ振興課

江東区区民体育館条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

現在一部施設に規定されている、入場料等を徴収して利用する場合の増額料金設定について、全てのスポーツ施設に設定するため。

2 改正の概要

入場料その他これに類する料金を徴収する場合の団体利用料金の上限を100分の150とする。(別表第1関係)

3 新旧対照表

次ページのとおり。

4 施行日

令和5年7月1日

5 その他

附則において、施行日前の準備行為を定める。

江東区区民体育館条例 新旧対照表

現行	改正案
本則 (略) 別表第 1 団体利用 (第 8 条関係) (略) 備考 1・2 (略) 別表第 2・別表第 3 (略)	本則 (略) 別表第 1 団体利用 (第 8 条関係) (略) 備考 1・2 (略) <u>3 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の 100 分の 150 相当額を上限とする。</u> 別表第 2・別表第 3 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。